

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（維持管理）計画を変更することについて令和3年12月10日認可した。

令和4年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造